*
(*)
Н
什
17
19
す
N
7
邽
144
眉
0
記
入
1
し
7
,
+=
/_
2
1/3
V -

	$/ \setminus$
	米石
	奴
	は
	水
	بلز.
	す
	記
	7
	<u> </u>
	し
	7
	5
	ナニ
	5
	9
	13
	1
4	_

	J							通信日	信 年 日 付 印	月日確	認印	整 埋	番 号	- 事務	所 区分	宣	理番	- 号	申告区分
\Box	受付印		年		月 日		事棋						注	 	<u> </u>	番 .	문	申告年	年月日
	文刊印						1	草 加	市	長	ちて							年	月 日
所在	 													1.	法人利	見の	年	月	П
草加市 支店等の 合は本店										2	の申告	告の割	 基礎	2.	法人利		年		
合は本原在地と併	新				(電	話)	の更正・決定・再更正による。									
(ふりが	な)									事	業種	目							
法人	名									期末又	現在は出	の資	本金の) 額	兆	十億	百万	Ŧ	円
(ふりが	ļ						期末	現在の準備会	資本4	≥の額7	ひ てが								
	代表者 経理責任者						期資	末	現等	在	の額								
	年	月	日から		年		月 日まて	の事業年	度分叉業年度		市民税			100		申告書	* [
		摘					要	7				標注		税	津	<u></u> 人		割 額	Įį
(使	途 秘	匿 金	税	頂	等)				(<u>1</u>)	(十億	百万	Ŧ	[P						
法人	税法の規定	によって言	十算し7	た法	人税額														
試験	研究費の額	等に係る法	去人税额	額の	特別控除額				2										
還付	法人税額等	の控除額							3										
退職	年金等積立	金に係る法	去人税額	額					4										
課税	漂準となる法	人税額又は何	固別帰属	属法/	人税額及びその	り法	人税割額 ①+②	2)-(3)+(4)	(5)				0 0 0			十億	百万	Ŧ	H
2以 とな	上の市町村に る法人税額又	事務所又は	は事業所 属法人称	丘を7 見額刀	有する法人に 及びその法人	おけ税割	る課税標準 額	$\frac{(5)}{(22)} \times (23)$	6				0 0 0						
市町	村民税の特	定寄附金科	说額控降	除額					7										
外国图	関係会社等に係	る控除対象所	行得税額	等相	当額又は個別控	除対	象所得税額等相当	額の控除額	8										
外国の法人税等の額の控除額					9														
仮装	経理に基づ	く法人税害	割額の打	空除	額				10										
差引	法人税割額	5-7-	8-9)-(į	0 又は 6-	7	-8-9-10		(1)										0 0
既に	納付の確定	した当期気	子の法	人税	割額				12										0.0
租税	条約の実施	に係る法丿	人税割額	額の	控除額				13										
この	申告により	納付すべき	き法人和	锐割	額 ①-②-	- (13)			14)										0.0
均	算定期間	申におい	て事務	所等	穿を有してv	た	月数		15]		円>	< <u>15</u>	16)				0.0
等割	既に納付	の確定し	た当期	分の	均等割額										17)				0 0
額	この申告	により納っ	付すべ	き対	り 等割額 ①6)—(1	7								18				0.0
この	申告により	納付すべき	市民和	 悦額	14+18										19				0 0
190	うち見込納	付額													20				
差	引	19-20													21)				
			内に所	f在			事業所又は寮					分		基	準	古 bu =	T	 市分の 海適用	均等割 区分に
	名				事	努 丹	、事業所又は	寮等の所	在地_		当該	法人の全	従業者数	券の)従	草加 市業 者 数	人	いる従	
											\dashv								
合計								2		人	23			24					
	区	名	<u>₩</u> ⊠⊐-ド	月数	従業者数		均等割額	決算確定解 散 ②			年				法	人税の種類	申告	青色・	その他
指場							円 0 0	残余財産の分配又は引渡	最後の		年				77.	期の中	□間申	ਜ਼ਜ਼	示
定合都の							0.0	法人税の期末現在の 額又は連結個別資 この申	資本金等の 本金等の額		Jan.				円告	の要否	1		• 否
市の に16			-				0.0	中間申場合の計算	告の		年 年			からまで	期	: 八祝 (限の b : 分 の	E長の	有	· 無
申の	申の一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、						ナよう。			·	4 >=	銀行			., , , , , ,	本・	支店		
告計							0.0	金融機関別					・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ を る 、 を る を る を る を る を る を る を る を る を			十億	百万	Ť	円
る算							0.0								25				
							0.0	法第15条 	V) 4 (/钗収 	四丁と	マけよ	. フとす 	る税	祖			<u> </u>	
								関与税											
								署名	m Eli					(電	話)

1/3	
V 3	

	信 年 付 印	確言	恩印	<u> </u>	<u> </u>	事務所		理番	_ 写	申告区分
(受付印) 年 月 日					注	、人	番 -	号		年月日
草加	市	長を	って						年	月日
所在地 草加市が、 支店等の場 台は本店所		この申告の基礎				1. 法人税の の修正申告書の提出による。 2. 法人税の の更正・決定・再更正による。			月 月 月	I F
(電話 (本地と併記) (電話 (ふりがな)	事業	業 種	нT							
法人名	期末	現在	の資	本金の) 額	兆 十億	百万	1	F P	
(ふりがな) (ふりがな)		期末	現在の	資本 会	金の額	ダび				
代表者	期	<u>準備3</u> 末 本	現	の合算 在 の	早額 の 額					
年 月 日から 日までの事業年度分又はの市民税の 申告書 * 日までの連結事業年度分										
摘			果 税			税率	法人	税	割 額	額
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)	(1)	十億	百万							
法人税法の規定によって計算した法人税額										
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	2				-					
還付法人税額等の控除額	3									
退職年金等積立金に係る法人税額	4			1 1			十億	百万	1 1	f P
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④ 2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 (⑤)	5				0 0 0					<u> </u>
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑤) ② × ②)	(6) (7)				0 0 0					
市町村民税の特定寄附金税額控除額 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	8									
外国の法人税等の額の控除額	9									
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	10									
差引法人税割額 (5-7-8-9-0) 又は (6-7-8-9-0)	(1)									0.0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	12									0.0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	13									
この申告により納付すべき法人税割額 ⑪ー⑫ー⑬	14)									0.0
均 算定期間中において事務所等を有していた月数	15	月			円>	< (15) (1)	6			0.0
等							7			0.0
額 この申告により納付すべき均等割額 ⑯ー⑰						(1	8			0.0
この申告により納付すべき市民税額 ⑭+⑱						1	9			0.0
19のうち見込納付額						2	20			
差 引 19-20									<u> </u>	
草加市内に所在する事務所、事業所又は寮等 名 事務所、事業所又は寮等の所	午地		当該	<u></u> 法人の全	注 :従業者数		進 うち草加雨 従業者数	- 20	克率適用)均等割 区分に 業者数
						,,,,		Ž.		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
Λ =1			(22)			(23)		<u> </u>		
合 計 区 名 次算確定	<u>の日</u>		年	<u> </u>			法人税の	由生		
1	H		年	. F	Н		書の種類	フロ 頁 ———	青色・	・その他
打場	しの日 本金等の 全等の類		年	, j		l 円	翌期の中告の要否		要	・否
市の 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	告 が		年			から	法人税の期限の延	り申告 正長の	有	· 無
(2.16) 場合の計算	期間	 とする	年	. F	В	まで 銀行	処分の	有無		- : · 支店
金融機関及	び支	払方法			普通・ 当	当座)	十億	百万		fl P
る算					兑 客				<u> </u>	<u> </u>
000 法第15条	D 4 0)徴収症	首予を	受ける	うとす	トる税客	Į .		<u> </u>	<u> </u>
関与税 署 名 担						(電話)

法人市民税の税率表

1 均等割の税率

資本金等の額 ※	従業者数の合計数 ※	税 率 (年額)
・公共法人及び公益法人等のうちもの以外のもの(独立行政法人で・一般社団法人(非営利型法人に該当す財団法人(非営利型法人に該当す・保険業法に規定する相互会社以の額を有しないもの	5 万円	
1,000万円以下	50人以下 50人超	12万円
1,000万円超	50人以下	13万円
1億円以下	50人超	15万円
1億円超	50人以下	16万円
10億円以下	50人超	40万円
10億円超	50人以下	41万円
50億円以下	50人超	175万円
5 0 倍田却	50人以下	41万円
50億円超	50人超	300万円

- (注)事業所等を有していた月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。
- ※「資本金等の額」とは、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。ただし資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額とする。
- ※「従業者数の合計数」とは、草加市内に有する事務所等又は寮等の従業者の数の合計数をいう。

2 法人税割の税率

適 用 区 分	(平成26年9月30日 以前に開始する事業年度)	(平成26年10月1日 から令和元年9月30日 までに開始する事業年度)	(令和元年10月1日 以後に開始する事業年度)
1 資本金等の額が1億円以上の法人			
2 資本金等の額が1億円未満で、法人税割の課税 標準となる法人税額が年1,000万円以上の法人	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	8.4
3 上記1又は2に該当しない法人	12.3	9.7	6.0

3 法人税割の適用区分の判定

(1)資本金等の額

資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は、 表中の「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の 額が」とする。

(2) 法人税割の課税標準となる法人税額

法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以上であるかどうかの判定は、分割法人にあっては分割前の法人税額とし、詳細は次に掲げるところによる。

確 定 申 告 (修 正 申 告)	事業年度が1年 の法人	確定(修正)申告書の⑤の額が1,000万 円以上であるかどうかによる。
	事業年度が1年 に満たない法人	確定(修正)申告書の⑤の額が「1,000 万円に法人税額の課税標準の算定期間の月数 を乗じて得た額を12で除して計算した金額」 以上であるかどうかによる。
中 間 申 告 (仮決算の場合)	事業年度の月数 は6月	中間申告書の⑤の額が500万円以上である かどうかによる。

(注)事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。 ご不明な点につきましては、下記までご連絡ください。※地方税法の改正により内容の一部に変更が生じる場合もあります。